

●香川県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和3年10月23日	ごうだらいおん歯科	綾歌郡宇多津町浜二番丁16
令和3年11月1日	医療法人社団タカシ歯科クリニック	観音寺市坂本町三丁目7番21号